

V 施策の重点化

39のプログラムについては、本県が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また国の基本計画との一体性等を考慮し、13の重点化すべきプログラムを選定した。重点化すべきプログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」は次表のとおりとする。

重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	重点化すべきプログラムに係る 起きてはならない最悪の事態	
① 人命の保護が最大限図られる	① 大規模自然災害が発生したときでも全ての人命を守る	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		1-7	多数の災害関連死の発生
	② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-3	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の機能不全
	④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	⑤ 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-5	食料等の安定供給の停滞
		6-4	陸・海・空の交通ネットワークが分断する事態
	⑥ 大規模自然災害発生後であっても生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
③ 県民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる	⑦ 制御不能な二次災害を発生させない		